加算(減算) 算定に係る届出 必要書類一覧表

【地域密着型通所介護】

〇届出が必要な加算(減算)の内容及び必要書類

- ・一覧表記載の加算(減算)を算定する場合は、事前に市への届出が必要です。 ※届出がない場合、サービスの提供があっても報酬は支払われません。
- ・書類が全てそろってからの受領となります。書類に不備がある場合は再提出となりますが、提出期限を過ぎると翌々月以降の算定となります。
- ・必要に応じて、追加書類の提出を求めることがあります。
- ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表を提出する場合は、原則、加算等の算定を開始しようとする月のものを提出してください。
- ・介護職員処遇改善加算等については、市公式Webサイト「介護職員処遇改善加算・ 介護職員等特定処遇改善加算について」をご確認ください。
- 注)届出が必要とされない加算要件又は書類についても、指導監査の対象となります。 要件を満たしていることがわかるよう、必要な記録等の整備をお願いいたします。

①≪全加算共通の必要書類≫

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

②≪加算別必要添付書類≫

内容	添付書類
LIFE への登録	・なし
職員の欠員による減算	・改善したことがわかるもの
の状況	※減算ありから減算なしへ変更する場合
高齢者虐待防止措置	・改善したことがわかるもの
実施の有無	※減算ありから減算なしへ変更する場合
業務継続計画策定の	・改善したことがわかるもの
有無	※減算ありから減算なしへ変更する場合
感染症又は災害の発生	・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護
を理由とする利用者数	報酬による評価(届出様式)
の減少が一定以上生じ	
ている場合の対応	

時間延長サービス体制	・別紙7 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
11/1/4	※時間延長の際の職員体制がわかるもの
	・運営規程(時間延長サービスの料金の記載)
生活相談員配置等	・別紙 21 生活相談員配置等加算に係る届出書
加算(共生型サービス)	
入浴介助加算	・平面図(風呂の位置が明示されたもの)
	・浴室、浴槽の写真(設備・備品が確認できるもの)
中重度者ケア体制加算	・別紙7 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
	・資格証の写し(看護職員)
	・別紙 22 中重度者ケア体制加算に係る届出書
	・別紙 22-2 利用者の割合に関する計算書(中重度者ケ
	ア体制加算)
生活機能向上連携加算	・指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリ
	テーションまたはリハビリテーションを実施している
	医療提供施設と連携していることがわかるもの
個別機能訓練加算	・別紙7 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
	・資格証の写し(機能訓練指導員)
ADL維持等加算	・なし
〔申出〕の有無	
認知症加算	・別紙7 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
	※日ごとの利用者数の記載を含む
	・認知症介護に係る各研修の修了証の写し
	・別紙 23 認知症加算に係る届出書
	・別紙 23-2 利用者の割合に関する計算書(認知症加算)
若年性認知症利用者	・なし
受入加算	
栄養アセスメント・	・管理栄養士の雇用または連携がわかるもの
栄養改善体制	・資格証の写し(管理栄養士)
口腔機能向上加算	・別紙 7 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
	・資格証の写し(言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員)
科学的介護推進体制	・なし
加算	※LIFE への登録が「あり」であること

サービス提供体制強化 加算

- サービス提供体制強化 ・別紙 14-3 サービス提供体制強化加算に関する届出書
 - ・別紙7 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (前年12月~2月分)
 - ・別紙 7-2 有資格者等の割合の参考計算書
 - ・資格証の写し(算定要件で介護福祉士の割合を求める場合)
 - 勤続年数証明書(任意様式)